議会改革度調査2013

テーマ別分析①　議会基本条例

議会への関心が高まる中、早稲田大学マニフェスト研究所では、先日発表した議会改革度調査のテーマ別の分析を実施し、順次公開していくことにしました。第１回は、議会が果たすべき任務やその実施手順を定める、議会基本条例の制定状況についてご紹介します。

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会

やはり改革の推進力は議会基本条例

上位100議会の 9 割以上が 議会基本条例を制定していました。

＜議会基本条例を制定済みの議会の割合（※）＞

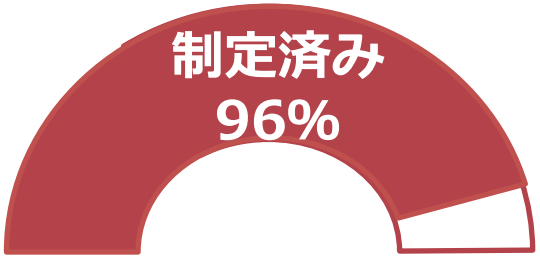

1～100位

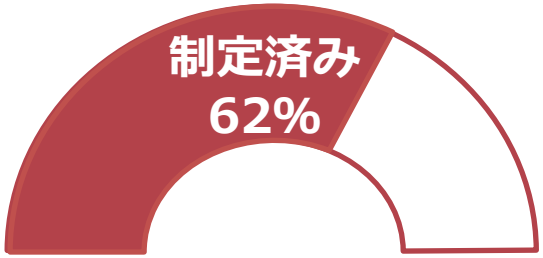

～500位

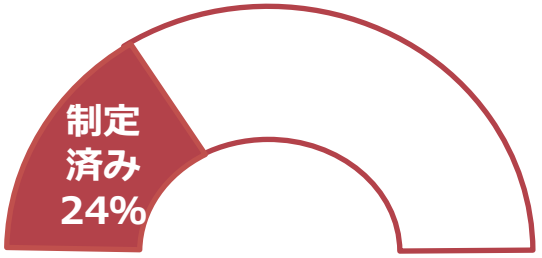

～900位

上位議会ほど制定率が高い

全議会の約３分の１が制定

今回の調査で回答のあった1,444議会のうち、505の議会が議会基本条例を制定済みであった。
おおよそ、地方議会全体（1789議会）中の1/3に迫る数の議会が基本条例を制定したことになり、2013年度調査時の288議会から一気に数が増加した。

<議会基本条例 制定状況の推移>

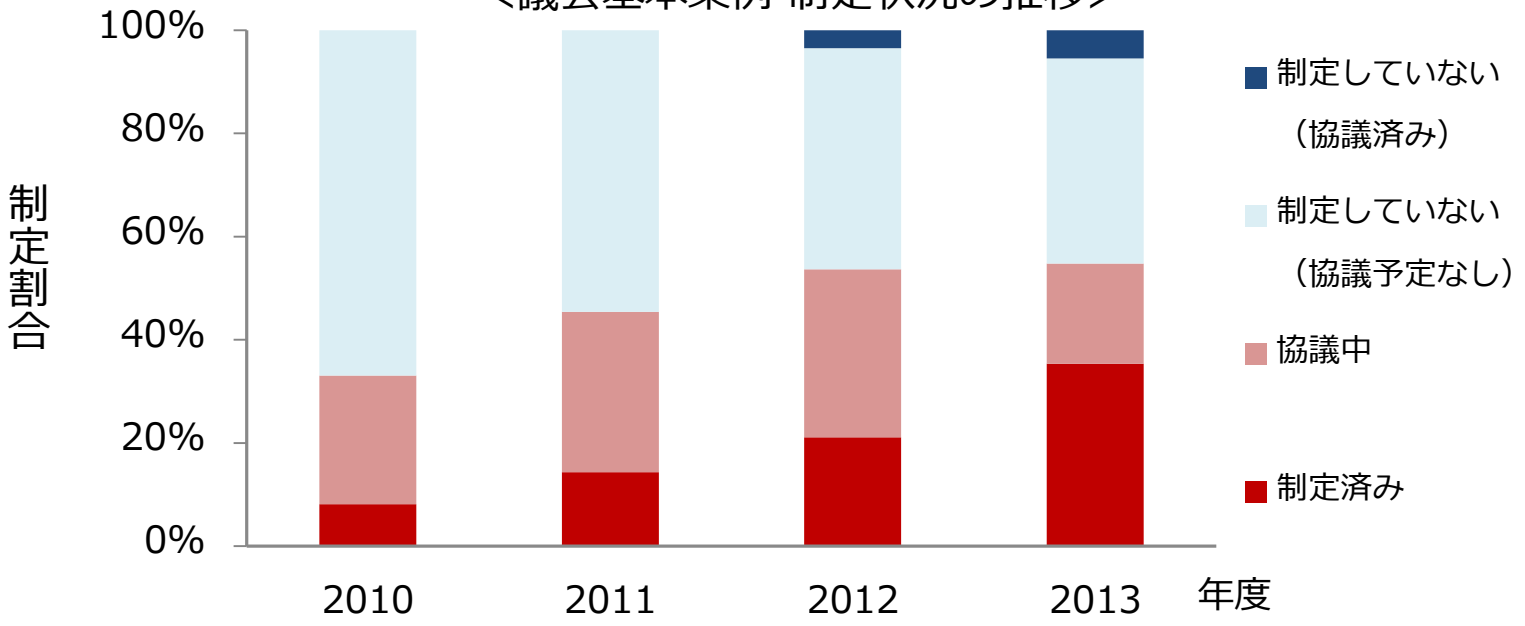

ただ、協議中を合わせた数でみると昨年度から横ばいになっており、昨年度に協議中と回答していたところが、2013年度調査時で制定済みになったとみてとれ、新規に協議を始めたところは少ないという結果になった。

　また、「協議済み」との回答が増加しているが、これは「協議をした結果、条例を作成しないことになった」のかどうかが不明であり、今後の調査を要する。

改革のカギは議会基本条例

議会改革度ランキングの100位以内に入る議会は、9割以上が議会基本条例を制定済みであった。

グラフのとおり、順位が下がるにしたがって基本条例の制定数も少なくなっている。
500位以内と900位以内とでは制定の割合が大きく異なり、改革度に差が見られる。
このことから、議会の背骨ともいえる議会基本条例を基に活動を進めることが、より議会改革をスムーズに進める要因になっていると推察できる。

＜　順位区分別　議会基本条例制定状況（2013年度）　＞

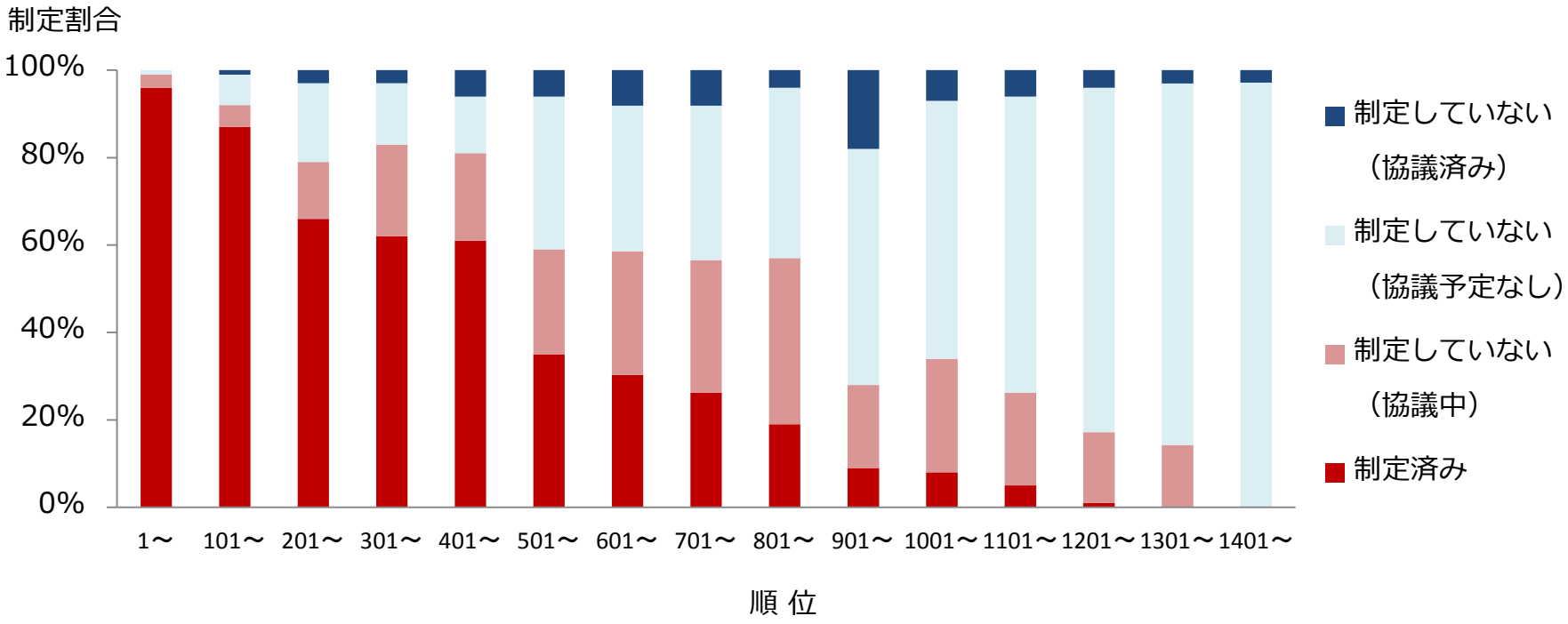

県・市議会で制定が進む一方、区議会に遅れ

都道府県市区町村別でみると、都道府県議会では6割、市は4割が制定しているのに比べ、区は1か所のみ、町は3割に届かず、村は1割強と少ないことが明らかになった。
区は、以前から協議している議会があったが、ようやく荒川区議会が2013年度に制定した。

＜都道府県市区町村別の議会基本条例導入状況（2013年度）＞

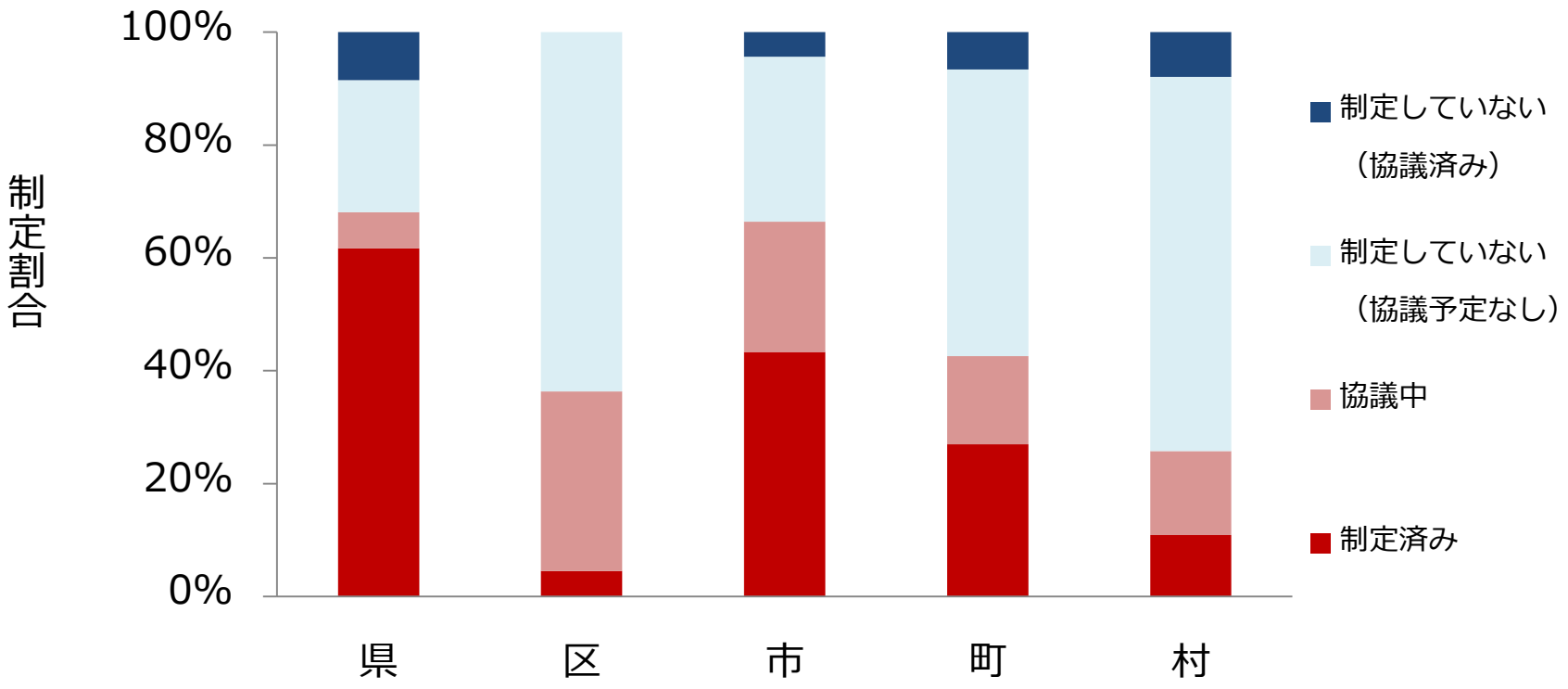

自治基本条例と比べると…

自治基本条例は、ニセコ町が2001年に「まちづくり基本条例」を全国で初めて制定し、議会基本条例は栗山町議会が2006年に全国で初めて制定した。議会改革度調査によると、2014年3月末での自治基本条例を制定している自治体は326（1444回答中）、議会基本条例制定議会は505になり、議会基本条例の制定スピードが明らかに早いことがわかる。「議会不要論」が大きくなることに議会自身が危機感を持ち、議会改革に取組む議会が急増していることが背景にあるとうかがえる。

＜議会基本条例と自治基本条例の制定割合の推移＞

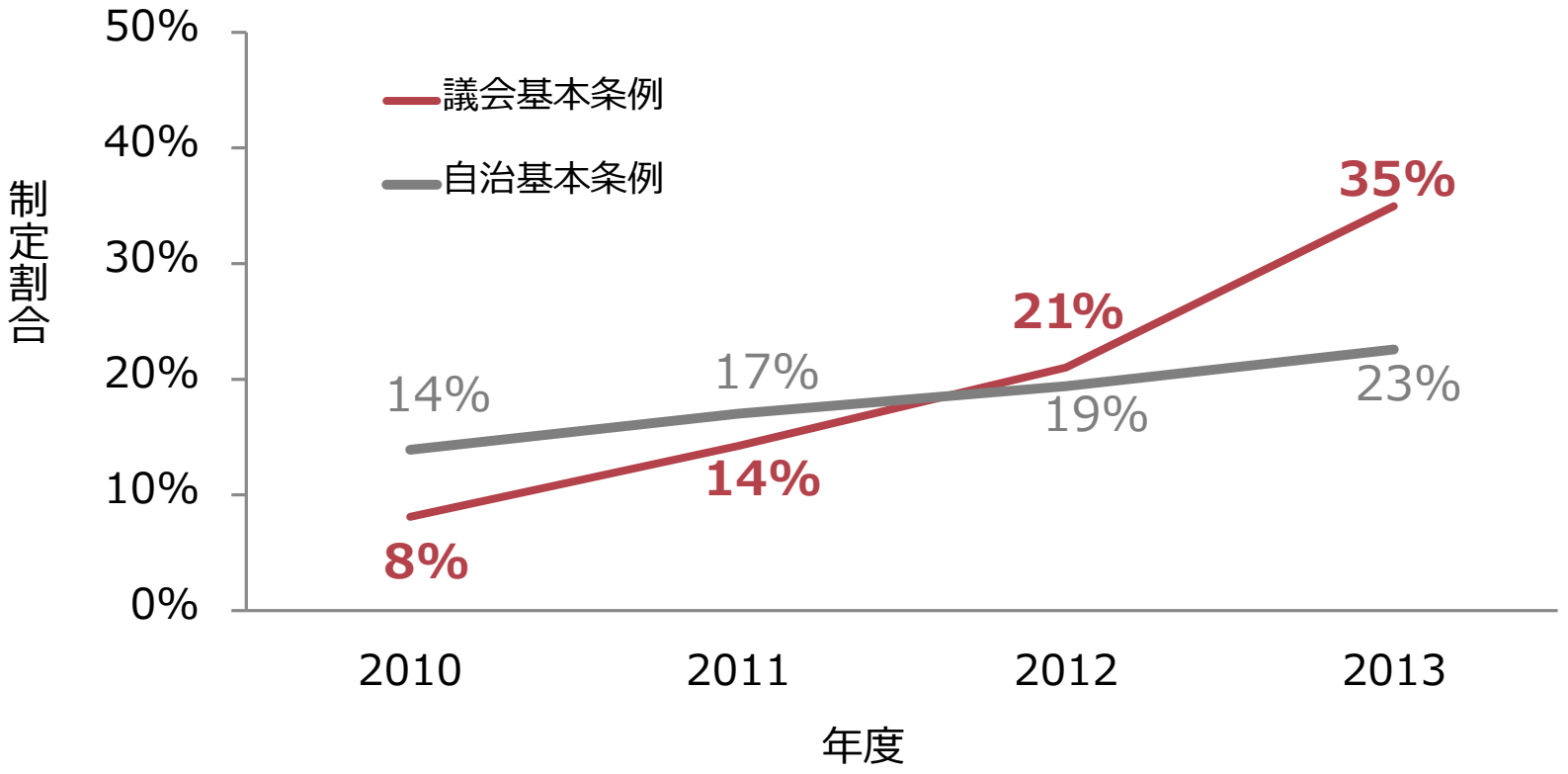

総　　評

「議会基本条例は議会の背骨」と言われているが、本調査の上位100位以内に入る議会の96%が議会基本条例を制定していることは、**議会改革を推進するためのベースに議会基本条例がある**ことを裏付ける結果となった。前述の通り、自治基本条例の制定スピードと比して議会基本条例の制定数が急増していることは、議会自身が**二元代表制の一翼を担う組織であり"議決権"という巨大な権力を持つ責任を自覚し始めた**とみえ、分権自立の時代において好ましい状況といえる。

しかしながら、制定議会の率でみると100位以内、500位以内、900位以内、901位以下、の4グループに分けることができ、**全国のトップランナーは100位がひとつの目安**となる。また、2012年度から2013年度の伸び率の高さは、2012年度時点で議会基本条例の制定を目指して協議中であった議会が2013年度に制定したことが大きな要因と考えられ、2012年度と2013年度の「制定済み」「協議中」を合わせた率は横ばいとなっていることから、**議会基本条例の制定に向けた動きは頭打ちの状態**といえる。

さらに、議会基本条例を制定していないにも関わらずランキングで上位に入る議会がある。11位の**町田市議会**だ。当議会は議会基本条例は制定していないが情報公開（総合5位）、住民参加（総合8位）を積極的に進めているため、それに合わせて議会の運用なども変更（機能強化）していることから総合順位が高くなっている。町田市市議会には、以前から陳情や請願が多く寄せられていたことから、情報公開や住民参加を徹底して進めてきた歴史があり、特異な事例といえるかもしれない。

これからの課題は、上位100位に入っている議会であっても議会基本条例制定後に活動が停滞している、あるいは基本条例に基づいて活動していない議会がある可能性があることだ。次回以降の分析により明らかにしていく。

調査結果はこちらで随時公開していきます

調査結果に関しては、当研究所以下サイトにて随時情報公開していきます。

早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会

http://www.maniken.jp/gikai/

※本調査の回答率は約80%（1789議会中1444議会から回答）であり、全ての地方議会を網羅していません。またアンケート項目を変更しているため単純比較はできません。

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会

〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋１－７－１２
国土施設ビル３Ｆ
Mail：mani@maniken.jp
Tel：０３－６２１４-１３１５